

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 新旧対照表（平成30年4月19日改正）

改正案	現行	備考
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱	
平成23年 3月30日 国総計第 97号 国鉄財第368号 国鉄業第102号 国自旅第240号 国海内第149号 国空環第103号 (中略)	平成23年 3月30日 国総計第 97号 国鉄財第368号 国鉄業第102号 国自旅第240号 国海内第149号 国空環第103号 (中略)	
平成28年11月28日 国総支第 45号 国鉄都第 75号 国鉄事第200号 国自旅第210号 国海内第109号 国空環第 56号	平成28年11月28日 国総支第 45号 国鉄都第 75号 国鉄事第200号 国自旅第210号 国海内第109号 国空環第 56号	
平成29年 6月 9日 国総支第 15号 国鉄都第 38号 国鉄事第 57号 国自旅第 51号 国海内第 39号 国空事第208号	平成29年 6月 9日 国総支第 15号 国鉄都第 38号 国鉄事第 57号 国自旅第 51号 国海内第 39号 国空事第208号	
平成29年 8月 2日 国総支第 31号 国自旅第103号	平成29年 8月 2日 国総支第 31号 国自旅第103号	

改正案	現行	備考
<u>平成30年4月19日 国総支第68号</u> <u>国鉄都第195号</u> <u>国自旅第308号</u> <u>国海内第195号</u> <u>国空事第1111号</u>		
<u>第2条（略）</u> <u>2（略）</u> <u>3 協議会、都道府県又は市区町村は、前項第一号の生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画、離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画を含む）を策定するに当たって、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）</u> <u>第5条の外客来訪促進計画（以下、「外客来訪促進計画」という。）が策定されているときは同計画と整合性のとれたものでなければならぬ。</u> <u>（生活交通確保維持改善計画）</u> <u>第7条 一～七（略）</u> <u>八 外客来訪促進計画との整合性</u>	<u>第2条（略）</u> <u>2（略）</u> <u>3（新設）</u>	<u>観光と交通との連携に関する記載の追加</u>
<u>（生活交通確保維持改善計画）</u> <u>第17条 一～六（略）</u> <u>七 外客来訪促進計画との整合性</u>	<u>（生活交通確保維持改善計画）</u> <u>第7条 一～七（略）</u> <u>八（新設）</u>	<u>観光との連携（幹線系統）</u>
<u>（生活交通確保維持改善計画）</u> <u>第32条 一～五（略）</u> <u>六 外客来訪促進計画との整合性</u>	<u>（生活交通確保維持改善計画）</u> <u>第32条 一～五（略）</u> <u>六（新設）</u>	<u>観光との連携（フィーダー系統）</u>

改正案	現行	備考
(生活交通確保維持改善計画) 第44条 一～四（略） 五 外客来訪促進計画との整合性	(生活交通確保維持改善計画) 第44条 一～四（略） 五（新設）	観光との連携（離島航路構造改革）
(生活交通確保維持改善計画) 第64条 一～五（略） 六 外客来訪促進計画との整合性	(生活交通確保維持改善計画) 第64条 一～五（略） 六（新設）	観光との連携（離島航空路）
附 則 第2条 削除	附 則 第2条 「バス運行対策費補助金交付要綱」（平成13年5月15日国自旅第16号）に基づき平成23年3月31日までに取得した車両については、第20条の基準に適合した車両とみなす。	不要な規定の削除
(東日本大震災の被災地域における地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の特例) 第4条 大臣は、平成32年度までの間に限り、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（以下「原子力災害」という。）をいう。以下同じ。）により直接的に甚大な被害を受け、当該地域に係る地域間幹線系統の確保維持が特に必要であって、地方運輸局長が指定する市町村（以下「東日本大震災指定被災市町村」という。）又は別表27に掲げる福島県における原子力災害による避難指示・解除区域市町村（以下「福島12市町村」という。）への需要に対応して運行される 地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業 （以下「被災地域地域間幹線系統確保維持事業」という。）を行う場合においては、第2編第1章の規定（第2節を除く。）に関わらず、この条から附則第15条までに定めるところにより、予算の範囲内において補助対象事	(東日本大震災の被災地域における地域間幹線系統確保維持事業の特例) 第4条 大臣は、平成32年度までの間に限り、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（以下「原子力災害」という。）をいう。以下同じ。）により直接的に甚大な被害を受け、当該地域に係る地域間幹線系統の確保維持が特に必要であって、地方運輸局長が指定する市町村（以下「東日本大震災指定被災市町村」という。）又は別表27に掲げる福島県における原子力災害による避難指示・解除区域市町村（以下「福島12市町村」という。）への需要に対応して運行される 運行系統に係る地域間幹線系統確保維持事業 （以下「被災地域地域間幹線系統確保維持事業」という。）を行う場合においては、第2編第1章の規定（第2節を除く。）に関わらず、この条から附則第15条までに定めるところにより、予算の範囲内において補助対象事	表現の適切化

改正案	現行	備考
業者に補助金を交付することができるものとする。	業者に補助金を交付することができるものとする。	
(福島12市町村における車両の取得に対する補助の特例) <u>第15条の2 大臣は、平成32年度までの間に限り、福島12市町村への需要に応じた運行系統の運行に必要な車両の取得であって附則第15条の4の補助対象事業（以下「福島12市町村車両取得事業」という。）に対し、第2編第1章第3節の規定に関わらず、この条から附則15条の9までに定めるところにより、予算の範囲内において、補助対象経費の1／2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付することができる。</u>	(新設)	復興特会における福島県原子力被災12市町村の補助対象系統に係る車両購入費一括補助の追加（以下、第15条の9まで同じ）
(補助対象事業者等) <u>第15条の3 福島12市町村車両取得事業の補助対象事業者は、附則第7条の基準に適合する補助対象事業を行う乗合バス事業者とする。</u>	(新設)	
(補助対象事業の基準等) <u>第15条の4 福島12市町村車両取得事業の補助対象事業は、被災地域地域間幹線系統確保維持事業の補助対象系統の運行のために必要な車両の取得であって、別表28の2に定める要件に適合し、かつ、別表29の2に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるものとする。</u>	(新設)	

改正案	現行	備考
<p><u>2 福島12市町村車両取得事業における補助対象事業の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から翌年1月末日までの間とする。</u></p> <p>(被災地域生活交通確保維持計画)</p> <p><u>第15条の5 県協議会等は、被災地域生活交通確保維持計画に掲げる運送予定者が福島12市町村車両取得事業による補助を受けようとする場合には、附則第8条第1項各号に掲げる事項に次に掲げる事項を加えて被災地域生活交通確保維持計画を策定するものとする。</u></p> <p>一 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者</p> <p>二 福島12市町村車両取得事業に要する費用の総額、負担者とその負担額</p>	(新設)	
(被災地域生活交通確保維持計画の認定)	(新設)	
<p><u>第15条の6 福島12市町村車両取得事業については、附則第1条の規定を準用する。この場合において、被災地域生活交通確保維持計画の認定の通知は同条に基づく通知と併せて行うものとする。</u></p>		
(補助金交付申請)	(新設)	
<p><u>第15条の7 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書を補助金の交付を受けようとする会計年度の2月10日までに大臣に提出しなければならない。</u></p>		

改正案	現行	備考
<p><u>(交付の決定及び額の確定等)</u></p> <p><u>第15条の8 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	
<p><u>(準用規定)</u></p> <p><u>第15条の9 附則第10条（第2項を除く）、附則第14条及び附則第15条の規定は、福島12市町村車両取得事業において準用する。</u></p> <p><u>2 前項の規定のほか第25条の5から第25条の8までの規定は、福島12市町村車両取得事業において準用する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	
<p><u>(車両減価償却費等国庫補助金に係る適用規定)</u></p> <p><u>第15条の10 第1章第3節の規定は、附則第7条の基準に適合する補助対象事業を行うバス事業者について適用する。この場合において、第20条に規定する補助対象事業及び第21条第1項第一号から第四号までに規定する生活交通確保維持改善計画に掲げる事項には、附則第8条に規定する被災地域生活交通確保維持計画に記載された補助対象系統を運行するために必要な車両の取得が含まれるものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>復興特会で補助対象となっている系統が一般会計の車両減価償却費補助等の補助対象となるように追記（第15条の11まで同じ）</p>

改正案	現行	備考
<p>(公有民営方式補助車両購入費国庫補助金に係る適用規定)</p> <p>第15条の11 第1章第4節の規定は、附則第7条の基準に適合する補助対象事業に係る協議会の構成員である県又は市町村が含まれるものとする。この場合において、第25条の3に規定する補助対象事業及び第25条の4第1項第一号から第四号まで及び第五号に規定する生活交通確保維持改善計画に掲げる事項には、附則第8条に規定する被災地域生活交通確保維持計画に記載された補助対象系統を運行するために必要な車両の取得が含まれるものとする。</p>	(新設)	
<p>附 則（国総支第68号、国鉄都第195号、国自旅第308号、国海内第195号、国空事第1111号）</p> <p>第1条 この要綱の改正（以下「平成30年度改正」という。）については、当該各号に定める時点から施行する。</p> <p>一 附則第2条、第4条、第15条の2から第15条の11まで、別表11、別表12から及び別表12の2、別表13、別表14、別表28の2並びに別表29の2までに係る改正 平成30年度予算</p> <p>二 第2条第3項、第7条第1項第八号、第17条第1項第七号、第32条第1項第六号、第44条第1項第五号並びに第64条第1項第六号までに係る改正 平成31年度予算</p>	(新設)	
<p>別表11（第20条第1項・附則第15条の10関連）</p> <p>車両減価償却費等国庫補助金（補助対象事業の基準）</p>	<p>別表11（第20条第1項関連）</p> <p>車両減価償却費等国庫補助金（補助対象事業の基準）</p>	復興特会で補助対象となっている

改 正 案				現 行				備考
補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率	補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率	系統が一般会計の車両減価償却費補助等の補助対象となるように追記(以下、別表14まで同じ)
第2編第1章第1節及び第2節並びに附則第4条の事業を行う一般乗合業者及び自家用有償旅客運送者並びに当該事業に係る活性化法法定協議会	補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額(リ)、これに相当する額)であって、別に表12に定めるところにより算出される経費	都道府県協議会等又は市町村協議会等が定めた確保駐寺改善計画に取得が必要として掲載された補助対象車両の取得のうち、次のイからニまでの全てに適合する車両(新車に限る。) イ 補助対象期間中に新たに購入等を行うもの。ただし、前年度までに購入等を行い、本節による補助金の交付を受けている車両にあっては、耐用年数省令別表第一に規定する乗合自動車の耐用年数(以下同において単に「耐用年数」という。)を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができます。 ロ 主として第2編第1章第1節及び第2節並びに附則第4条の事業の補助対象系統の運行の用に供するもの。ただし、第6条第2項及び第16条第2項の規定による補助対象系統の運行の用に供している車両にあっては、再編恒期間の満了後においても、耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができます。 ハ 以下の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの。 (1) 地上から床面までの地上高が65センチ	1/2	第2編第1章第1節及び第2節の事業を行う一般乗合旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに当該事業に係る活性化法法定協議会	補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額(リ)、これに相当する額)であって、別に表12に定めるところにより算出される経費	都道府県協議会等又は市町村協議会等が定めた確保駐寺改善計画に取得が必要として掲載された補助対象車両の取得のうち、次のイからニまでの全てに適合する車両(新車に限る。) イ 補助対象期間中に新たに購入等を行うもの。ただし、前年度までに購入等を行い、本節による補助金の交付を受けている車両にあっては、耐用年数省令別表第一に規定する乗合自動車の耐用年数(以下同において単に「耐用年数」という。)を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができます。 ロ 主として第2編第1章第1節及び第2節の補助対象系統の運行の用に供するもの。ただし、第6条第2項及び第16条第2項の規定による補助対象系統の運行の用に供している車両にあっては、再編恒期間の満了後においても、耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができます。 ハ 以下の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの。 (1) 地上から床面までの地上高が65センチ	1/2	系統が一般会計の車両減価償却費補助等の補助対象となるように追記(以下、別表14まで同じ)

改 正 案			現 行				備考	
		<p>メートル以下、かつ定員11人以上の車両であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）</p> <p>② ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）</p> <p>③ 小型車両（①及び②の类型に属さない長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両）</p> <p>（2）運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合した定員11人以上の車両（「都市間連絡用車両」という。）</p> <p>ニ ノンステップ型車両にあっては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出</p>					<p>メートル以下、かつ定員11人以上の車両であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）</p> <p>② ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）</p> <p>③ 小型車両（①及び②の类型に属さない長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両）</p> <p>（2）運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合した定員11人以上の車両（「都市間連絡用車両」という。）</p> <p>ニ ノンステップ型車両にあっては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出</p>	

改 正 案			現 行			備考
		しなければならない。			しなければならない。	
(注) ・高速道路等とは、保安基準第1条第1項第18号に規定する、道路交通法(昭和35年法律第105号)第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路をいう。			(注) ・高速道路等とは、保安基準第1条第1項第18号に規定する、道路交通法(昭和35年法律第105号)第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路をいう。			
別表12 (第20条第1項・ <u>附則第15条の10</u> 関連)			別表12 (第20条第1項関連)			
車両減価償却費等国庫補助金（補助対象経費の算出方法）			車両減価償却費等国庫補助金（補助対象経費の算出方法）			
補助対象経費の算出方法			補助対象経費の算出方法			
1. 補助対象経費の額は、補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る補助対象金額費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）とする。			1. 補助対象経費の額は、補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る補助対象金額費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）とする。			
2. 補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額（第2編第1章第1節及び第2節並びに附則第4条の事業の補助対象系統の運行に必要な車両本体及び附属品の価格の合計）は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。 イ 車両の種別により、次のいずれかの額（それぞれ消費税を除く。沖縄県にあっては、それそれ30万円を加算した額。）。 ① ノンステップ型車両：1, 500万円 ② ワンステップ型車両：1, 300万円 ③ 小型車両 : 1, 200万円 ④ 都市間連絡用車両 : 1, 500万円 ロ 実費購入費（消費税を除く。）から備忘額として1円を控除した額。			2. 補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額（車両本体及び第2編第1章第1節及び第2節の補助対象系統の運行に必要な附属品の価格の合計）は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。 イ 車両の種別により、次のいずれかの額（それぞれ消費税を除く。沖縄県にあっては、それそれ30万円を加算した額。）。 ① ノンステップ型車両：1, 500万円 ② ワンステップ型車両：1, 300万円 ③ 小型車両 : 1, 200万円 ④ 都市間連絡用車両 : 1, 500万円 ロ 実費購入費（消費税を除く。）から備忘額として1円を控除した額。			
3. 補助対象購入車両減価償却費は、耐用年数省令第3条又は第5条に規定する償却率に基づき次			3. 補助対象購入車両減価償却費は、耐用年数省令第3条又は第5条に規定する償却率に基づき次			

改正案	現行	備考				
<p>式により計算した額と、補助対象事業者が任意に設定した償却率に基づき算出した額のいずれか低い方の額を限度とする。（リース車両についても同様の取扱いとする。）</p> <p>補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額× $\frac{\text{当該車両の償却率} \times \text{補助対象期間中に使用した月数}}{12\text{ (月)}}$</p> <p>4. 補助対象金銭費用は、年2.5%を上限とする。（リース車両についても同様の取扱いとする。）</p> <p>5. 特別償却制度の適用を受ける場合にあっては、3で算出した限度額に、特別償却額を加えることができる。</p>	<p>式により計算した額と、補助対象事業者が任意に設定した償却率に基づき算出した額のいずれか低い方の額を限度とする。（リース車両についても同様の取扱いとする。）</p> <p>補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額× $\frac{\text{当該車両の償却率} \times \text{補助対象期間中に使用した月数}}{12\text{ (月)}}$</p> <p>4. 補助対象金銭費用は、年2.5%を上限とする。（リース車両についても同様の取扱いとする。）</p> <p>5. 特別償却制度の適用を受ける場合にあっては、3で算出した限度額に、特別償却額を加えることができる。</p>					
<p>別表12の2（第20条第2項類似）</p> <p>車両減価償却費等国庫補助金（再編十画）に係る補助対象経費の算出方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費の算出方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>補助対象購入車両費の額（第6条第2項及び第16条第2項の規定による補助対象系統の運行に必要な車両本体及び附属品の価格の合計）は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。</p> <p>イ 車両の種別により、次のいずれかの額（それぞれ消費税を除く。沖縄県にあっては、それぞれ30万円を加算した額）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ノンステップ型車両：1,500万円 ② ワンステップ型車両：1,300万円 ③ 小型車両 : 1,200万円 ④ 都市間連絡用車両 : 1,500万円 ⑤ プティバス型車両 : 500万円 </td></tr> </tbody> </table>	補助対象経費の算出方法	<p>補助対象購入車両費の額（第6条第2項及び第16条第2項の規定による補助対象系統の運行に必要な車両本体及び附属品の価格の合計）は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。</p> <p>イ 車両の種別により、次のいずれかの額（それぞれ消費税を除く。沖縄県にあっては、それぞれ30万円を加算した額）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ノンステップ型車両：1,500万円 ② ワンステップ型車両：1,300万円 ③ 小型車両 : 1,200万円 ④ 都市間連絡用車両 : 1,500万円 ⑤ プティバス型車両 : 500万円 	<p>別表12の2（第20条第2項類似）</p> <p>車両減価償却費等国庫補助金（再編十画）に係る補助対象経費の算出方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費の算出方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>補助対象購入車両費の額（車両本体及び第6条第2項及び第16条第2項の規定による補助対象系統の運行に必要な附属品の価格の合計）は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。</p> <p>イ 車両の種別により、次のいずれかの額（それぞれ消費税を除く。沖縄県にあっては、それぞれ30万円を加算した額）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ノンステップ型車両：1,500万円 ② ワンステップ型車両：1,300万円 ③ 小型車両 : 1,200万円 ④ 都市間連絡用車両 : 1,500万円 ⑤ プティバス型車両 : 500万円 </td></tr> </tbody> </table>	補助対象経費の算出方法	<p>補助対象購入車両費の額（車両本体及び第6条第2項及び第16条第2項の規定による補助対象系統の運行に必要な附属品の価格の合計）は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。</p> <p>イ 車両の種別により、次のいずれかの額（それぞれ消費税を除く。沖縄県にあっては、それぞれ30万円を加算した額）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ノンステップ型車両：1,500万円 ② ワンステップ型車両：1,300万円 ③ 小型車両 : 1,200万円 ④ 都市間連絡用車両 : 1,500万円 ⑤ プティバス型車両 : 500万円 	
補助対象経費の算出方法						
<p>補助対象購入車両費の額（第6条第2項及び第16条第2項の規定による補助対象系統の運行に必要な車両本体及び附属品の価格の合計）は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。</p> <p>イ 車両の種別により、次のいずれかの額（それぞれ消費税を除く。沖縄県にあっては、それぞれ30万円を加算した額）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ノンステップ型車両：1,500万円 ② ワンステップ型車両：1,300万円 ③ 小型車両 : 1,200万円 ④ 都市間連絡用車両 : 1,500万円 ⑤ プティバス型車両 : 500万円 						
補助対象経費の算出方法						
<p>補助対象購入車両費の額（車両本体及び第6条第2項及び第16条第2項の規定による補助対象系統の運行に必要な附属品の価格の合計）は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。</p> <p>イ 車両の種別により、次のいずれかの額（それぞれ消費税を除く。沖縄県にあっては、それぞれ30万円を加算した額）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ノンステップ型車両：1,500万円 ② ワンステップ型車両：1,300万円 ③ 小型車両 : 1,200万円 ④ 都市間連絡用車両 : 1,500万円 ⑤ プティバス型車両 : 500万円 						

改 正 案				現 行				備 考	
<input type="checkbox"/> 実費購入費（消費税を除く。）から備忘額として1円を控除した額				<input type="checkbox"/> 実費購入費（消費税を除く。）から備忘額として1円を控除した額					
別表13（第25条の3・ <u>附則第15条の1</u> 関連）				別表13（第25条の3関連）					
公有民営方式車両購入費国庫補助金（補助対象事業の基準）				公有民営方式車両購入費国庫補助金（補助対象事業の基準）					
補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率	補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率		
地方公共団体及び活性化法法定協議会	補助対象車両の購入に係る費用であって、別表14に定めるところにより算出される経費	都道府県協議会等又は市町村協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に取得が必要として掲載された補助対象車両の取得のうち、次のイからホまでの全てに適合する車両（新車に限る。）。イ　国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から翌年1月31日までの間に取得した車両又は前年度に取得し、本節による補助金の交付を受けている車両であること。ただし、第6条第2項及び第16条第2項の規定による補助対象系統の運行の用に供している車両にあっては、再編計画期間の満了後も、2年目まで引き続き補助対象とすることができます。 口　当該車両の取得に関し、都道府県協	1／2	地方公共団体及び活性化法法定協議会	補助対象車両の購入に係る費用であって、別表14に定めるところにより算出される経費	都道府県協議会等又は市町村協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に取得が必要として掲載された補助対象車両の取得のうち、次のイからホまでの全てに適合する車両（新車に限る。）。イ　国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から翌年1月31日までの間に取得した車両又は前年度に取得し、本節による補助金の交付を受けている車両であること。ただし、第6条第2項及び第16条第2項の規定による補助対象系統の運行の用に供している車両にあっては、再編計画期間の満了後も、2年目まで引き続き補助対象とすることができます。 口　当該車両の取得に関し、都道府県協	1／2		

改正案		現行				備考
	<p>議会等又は市町村協議会等が、生活交通確保維持改善計画中において、収支改善計画を定めていること。</p> <p>ハ 主として第2編第1章第1節及び第2節 <u>並びに附則第4条の事業</u>の補助対象系統の運行の用に供するものであること。</p> <p>ニ 以下の（1）又は（2）のいずれかに該当するもの。</p> <p>（1）地上から床面までの地上高が65センチメートル以下、かつ乗車定員11人以上の車両であって、次のいずれかに該当するものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） ② ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） ③ 小型車両（①及び②の類型に属さない、長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両） <p>（2）運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）。</p>				<p>議会等又は市町村協議会等が、生活交通確保維持改善計画中において、収支改善計画を定めていること。</p> <p>ハ 主として第2編第1章第1節及び第2節の補助対象系統の運行の用に供するものであること。</p> <p>ニ 以下の（1）又は（2）のいずれかに該当するもの。</p> <p>（1）地上から床面までの地上高が65センチメートル以下、かつ乗車定員11人以上の車両であって、次のいずれかに該当するものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） ② ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） ③ 小型車両（①及び②の類型に属さない、長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両） <p>（2）運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）。</p>	

改正案			現行			備考				
	<p>以下「保安基準」という。)に適合した定員11人以上の車両(「都市間連絡用車両」という。)</p> <p>ホ ノンステップ型車両にあっては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領(平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。</p>		<p>以下「保安基準」という。)に適合した定員11人以上の車両(「都市間連絡用車両」という。)</p> <p>ホ ノンステップ型車両にあっては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領(平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。</p>							
(注)	<p>・高速道路等とは、保安基準第1条第1項第18号に規定する、道路交通法(昭和35年法律第105号)第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路をいう。</p>		<p>(注)</p> <p>・高速道路等とは、保安基準第1条第1項第18号に規定する、道路交通法(昭和35年法律第105号)第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路をいう。</p>							
別表14(第25条の3・附則第15条の11関連)			別表14(第25条の3関連)							
公有民営方式車両購入費国庫補助金(補助対象経費の算出方法)			公有民営方式車両購入費国庫補助金(補助対象経費の算出方法)							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費の算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象経費の額(第2編第1章第1節及び第2節並びに附則第4条の事業の補助対象系統の運行に必要な車両本体及び附属品の価格の合計)は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。 イ 車両の種別により、次のいずれかの額(それぞれ消費税を除く。沖縄県にあっては、それぞ</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費の算出方法	補助対象経費の額(第2編第1章第1節及び第2節並びに附則第4条の事業の補助対象系統の運行に必要な車両本体及び附属品の価格の合計)は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。 イ 車両の種別により、次のいずれかの額(それぞれ消費税を除く。沖縄県にあっては、それぞ		<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費の算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象経費の額(車両本体及び第2編第1章第1節及び第2節の補助対象系統の運行に必要な附属品の価格の合計)は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。 イ 車両の種別により、次のいずれかの額(それぞれ消費税を除く。沖縄県にあっては、それぞ</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費の算出方法	補助対象経費の額(車両本体及び第2編第1章第1節及び第2節の補助対象系統の運行に必要な附属品の価格の合計)は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。 イ 車両の種別により、次のいずれかの額(それぞれ消費税を除く。沖縄県にあっては、それぞ				
補助対象経費の算出方法										
補助対象経費の額(第2編第1章第1節及び第2節並びに附則第4条の事業の補助対象系統の運行に必要な車両本体及び附属品の価格の合計)は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。 イ 車両の種別により、次のいずれかの額(それぞれ消費税を除く。沖縄県にあっては、それぞ										
補助対象経費の算出方法										
補助対象経費の額(車両本体及び第2編第1章第1節及び第2節の補助対象系統の運行に必要な附属品の価格の合計)は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。 イ 車両の種別により、次のいずれかの額(それぞれ消費税を除く。沖縄県にあっては、それぞ										

改正案	現行	備考								
<p>れ30万円を加算した額)。</p> <p>① ノンステップ型車両：1,500万円 ② ワンステップ型車両：1,300万円 ③ 小型車両 : 1,200万円 ④ 都市間連絡用車両 : 1,500万円</p> <p>□ 実費購入費（消費税を除く。）から備忘価額として1円を控除した額</p>	<p>れ30万円を加算した額)。</p> <p>① ノンステップ型車両：1,500万円 ② ワンステップ型車両：1,300万円 ③ 小型車両 : 1,200万円 ④ 都市間連絡用車両 : 1,500万円</p> <p>□ 実費購入費（消費税を除く。）から備忘価額として1円を控除した額</p>									
<p>別表23（第74条第2項関連）</p> <p>バリアフリー化設備等整備事業（補助対象事業者等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>補助対象事業者</th> <th>補助対象経費の区分</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> </table>	種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率	<p>別表23（第74条第2項関連）</p> <p>バリアフリー化設備等整備事業（補助対象事業者等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>補助対象事業者</th> <th>補助対象経費の区分</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> </table>	種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率	<p>内方線付き 点状ブロックに関する 規定を修正</p>
種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率							
種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率							

改正案				現行				備考
鉄道	鉄道事業者	・鉄道駅の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機（車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。）を整備する場合に限る。）、転落防止設備（周辺に観光地や宿泊施設等が所在すること等により、訪日外国人旅行者の利用が多く見込まれる駅において整備するホームドア又は可動式ホーム柵及び内方線付き点状ブロックを除く。）及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））	1/3	鉄道	鉄道事業者	・鉄道駅の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機（車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。）を整備する場合に限る。）、転落防止設備（周辺に観光地や宿泊施設等が所在すること等により、訪日外国人旅行者の利用が多く見込まれる駅において整備するホームドア又は可動式ホーム柵及び内方線付き点状ブロックを除く。）及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））	1/3	

<u>別表28の2（附則第15条の4第1項関連）</u>				(新設)	<u>復興特会における福島県原子力被災12市町村の補助対象系統による車両購入費一括補助の追加（以下同じ）</u>
<u>車両減価償却費等国庫補助金（福島12市町村車両取得事業の補助対象事業の基準）</u>					
補助対象事業者	補助対象経費	補助事業の基準	補助率		
附則第4条の事業（福島12市町村の需要に応じた運行系統に限る）を行う一般乗合旅客自動車運送事業者	補助対象車両の購入に係る費用であり、別表29の2に定めるところにより算出される経費	県議会等が定めた被災地或生活交通確保維持計画に取得が必要として掲載された補助対象車両の取得のうち、次のイからニまでの全てに適合する車両（新車に限る）。イ 福島県における原子力災害による避難指示区域の解除に伴	1/2		

改正案	現行	備考
<p><u>、福島12市町村の需要に応じた補助対象系統を再開（再編後の再開を含む）又は新設し運行するにあたり、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から1月31日までの間に取得した車両。</u></p> <p><u>口 主として、福島県における原子力災害による避難指⽰区域の解除前に当し、再開（再編後の再開を含む）又は新設する福島12市町村の需要に応じた補助対象系統の運行の用に供するもの。</u></p> <p><u>ハ 以下の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの。</u></p> <p><u>(1) 地上から床面までの地上高が65センチメートル以下、かつ定員11人以上の車両であって、次のいずれかに該当するもの。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>① ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）</u> <u>② ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）</u> <u>③ 小型車両（①及び②の類型に属しない、長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両）</u> <u>④ プティバス型車両（乗車定員7人以</u> 		

改正案		現行	備考
	<p><u>上10人以下の車両であって、国土交通大臣が認めるもの。)</u></p> <p><u>(2) 運行区間の一部に高規格等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)以下「保安基準」という。)に適合した定員11人以上の車両(「都市間連絡用車両」という。)</u></p> <p><u>二 ノンステップ型車両にあっては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領(平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。</u></p>		

(注)

・高規格等とは、保安基準第1条第1項第18号に規定する、道路交通法(昭和35年法律第105号)第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路をいう。

改正案	現行	備考		
<p><u>別表29の2（附則第15条の4第1項関連）</u></p> <p><u>車両減価償却費等国庫補助金（福島12市町村車両取得事業の補助対象経費の算出方法）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費の算出方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <u>補助対象購入車両費の額（福島12市町村の需要に応じた補助対象系統の運行に必要な車両本体及び附属品の価格の合計）は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。</u> <p><u>イ 車両の種別により、次のいずれかの額（それぞれ消費税を除く。）。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>① ノンステップ型車両：1,500万円</u> <u>② ワンステップ型車両：1,300万円</u> <u>③ 小型車両：1,200万円</u> <u>④ 都市間連絡用車両：1,500万円</u> <u>⑤ プティバス型車両：500万円</u> <p><u>ロ 実費購入費（消費税を除く。）から備忘価額として1円を控除した額。</u></p> </td></tr> </tbody> </table>	補助対象経費の算出方法	<u>補助対象購入車両費の額（福島12市町村の需要に応じた補助対象系統の運行に必要な車両本体及び附属品の価格の合計）は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。</u> <p><u>イ 車両の種別により、次のいずれかの額（それぞれ消費税を除く。）。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>① ノンステップ型車両：1,500万円</u> <u>② ワンステップ型車両：1,300万円</u> <u>③ 小型車両：1,200万円</u> <u>④ 都市間連絡用車両：1,500万円</u> <u>⑤ プティバス型車両：500万円</u> <p><u>ロ 実費購入費（消費税を除く。）から備忘価額として1円を控除した額。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	
補助対象経費の算出方法				
<u>補助対象購入車両費の額（福島12市町村の需要に応じた補助対象系統の運行に必要な車両本体及び附属品の価格の合計）は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。</u> <p><u>イ 車両の種別により、次のいずれかの額（それぞれ消費税を除く。）。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>① ノンステップ型車両：1,500万円</u> <u>② ワンステップ型車両：1,300万円</u> <u>③ 小型車両：1,200万円</u> <u>④ 都市間連絡用車両：1,500万円</u> <u>⑤ プティバス型車両：500万円</u> <p><u>ロ 実費購入費（消費税を除く。）から備忘価額として1円を控除した額。</u></p>				